

(4) 行動援護

(支援計画シート等の作成について)

問48 支援計画シート等に規定の書式はあるのか。

(答)

「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」(平成26年3月31日付け障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、支援計画シート等の様式例をお示しているのので、参照されたい。

3. 生活介護、短期入所

(1) 生活介護

(短時間利用減算①)

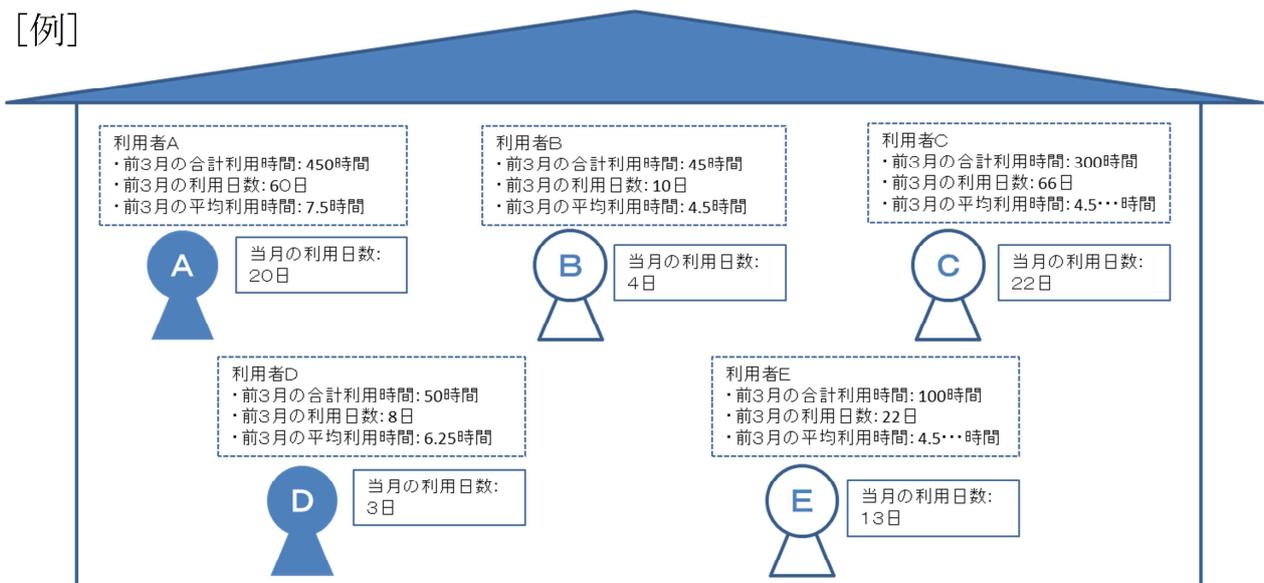
問49 前3月における事業所の利用者のうち、事業所の平均利用時間が5時間未満の利用者のしめる割合は、具体的にどのように算出するのか。

(答)

以下の方法により、算出した割合が100分の50以上である場合に、短時間利用減算を適用する。

- ① 各利用者について、前3月における利用時間の合計時間を、利用日数で除して、利用日1日当たりの平均利用時間を算出する。
- ② 当該月における、①により算出した平均利用時間が5時間未満の利用者の延べ人数を、事業所の利用者の延べ人数で除する。

[例]



当月における、

(1) 平均利用時間が5時間未満の利用者の延べ人数：39人(利用者B + 利用者C + 利用者E)

(2) 事業所の利用者の延べ人数：62人(利用者A + 利用者B + 利用者C + 利用者D + 利用者E)

平均利用時間が5時間未満の利用者の延べ人数(1) ÷ 事業所の利用者の延べ人数(2) = 0.629... ≥ 50/100 であるため、減算適用